

令和4年5月23日

新型コロナウイルス感染症に係る会計年度任用職員の 慶弔休暇（結婚休暇）の特例について（案）

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、結婚休暇について、特例を措置する。

2 改正内容

結婚休暇の始期を令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間内の日とすることができる職員について、始期を令和5年12月31日までとすることも可能とする。

3 実施時期

令和4年6月16日

4 その他

令和2年度及び令和3年度の結婚休暇の特例措置により、結婚休暇の始期を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの期間内の日とすることができる職員も本特例措置の対象とする。